

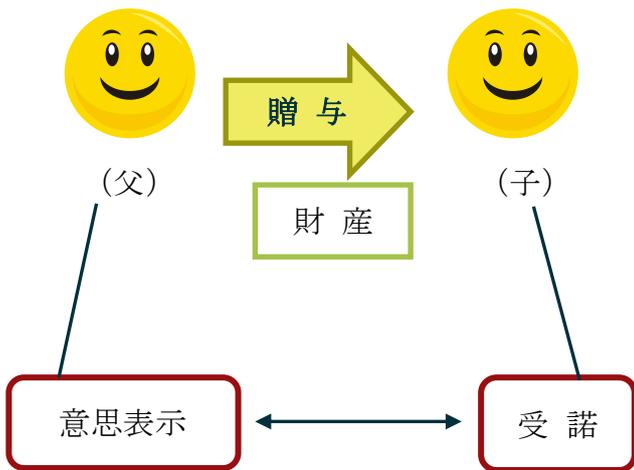
みせ税理士
の

相続相談手帖 第13話

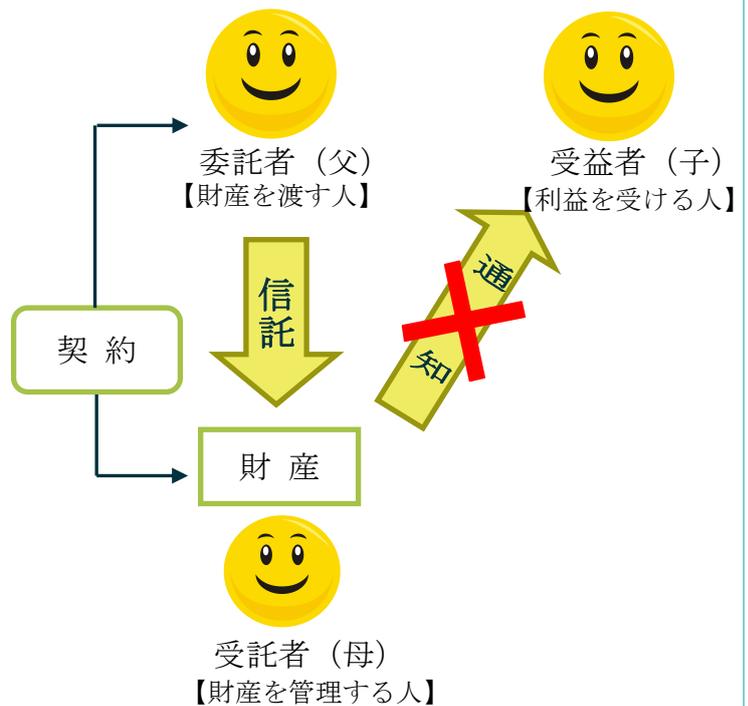
Q 私（仮名：大石直彦 60歳）は相続税対策を考慮に入れて、子供に生前贈与をしたいと思っています。しかし、教育的又は人間的な成長力を考慮に入れて、財産の贈与を子供に知らせたくありません。本来、贈与はお互いの同意の上でないと成立しないと聞きましたが、**子供に知らせずに財産を贈与する方法はありませんか？**

A 贈与は贈与者（あげる人）の意思表示と受贈者（もらう人）の受諾によって成立します。従って、**黙って子供に贈与することはできません。**しかし、信託契約という方法を活用すれば、子供に通知しなくても、実質的に財産を贈与することが可能になります。

【贈与】



【信託】



【子供が贈与してもらったことを知らない場合には、贈与にはなされてないこととなります。】

—以下のようなケース—

親が子供の名義の通帳を作って、毎年子供名義の通帳に少しずつ現金を移転していきます。**子供はその通帳のことを知りません。**

「受益者に定められた子供に対して、受益者になったことを子供に通知しない」という信託契約を締結することで、実質的、子供は贈与を受けたとみなします。

お問合せ先: 税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀一番館4F
 TEL: 0120-985-556 URL: www.aoba-atm.com/

お問合わせ先
受付中